

1. 事業所概要

サービス提供を 行う施設	所在地	東京都渋谷区西原 1 丁目 40 番 10 号		
	名称	渋谷区総合ケアコミュニ ティ・せせらぎ高齢者在 宅サービスセンター	電話	Tel.03-5790-0883 Fax03-5790-0889
介護保険指定番号	国基準通所サービス 通所サービス A (東京都 1371302728)			
管理責任者	氏名	新村 栄子	連絡先	上記と同じ
営業日 営業時間	月～日	8:30～19:00		
サービス提供時間	9:00～17:45			
施設概要	定員		50 人(1 日あたり)	
	機能訓練室兼活動室		2 室	
	相談室		1 室	
	静養室		1 室	
	浴室		3 室	
	食堂		1 室	
	送迎車		10 人乗りリフト 4 台 7 人乗り 1 台	
職員体制 (兼務有)	職種	職員数	業務内容	
	管理者	1 名	施設運営管理など	
	生活相談員	1 名以上	生活相談・生活指導、通所介護計画の策定等	
	看護職員	1 名以上	健康チェック・養護等	
	介護職員	8 名以上	介護サービス等	
	機能訓練指導員	1 名以上	機能訓練指導・計画策定など	

2. サービスの内容

(1)国基準通所サービス・通所サービス A はご利用者が奉優会の管理運営する施設に通って、当該施設において、食事の提供(これらに伴う支援を含む)、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他ご利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。

(2)奉優会は上記の施設及び日程によりサービスを提供します。

(3)サービス提供にあたっては、「国基準通所個別サービス計画」・必要に応じ「通所サービス A 個別サービス計画」を作成し、計画に沿って提供します。

サービス 内容	送迎サービス、食事サービス、機能訓練（日常動作訓練）、その他必要な支援を行います。	
	送迎サービス	リフト付ワゴン車にて送り迎えが可能です。 車椅子での乗車も可能です。 機能訓練の一環として自主来所も可能です。
	食事サービス	必要に応じて昼食の提供をします。
	機能訓練 （日常動作訓練）	日常動作訓練を行います。
	生活相談	利用者や家族からの生活等に関する相談をお受けします。
	趣味いきがい活動	手工芸・ゲームなど、趣味や生きがいにつながる活動を行います。
	その他支援	その他、必要に応じて支援を行います。
サービス 提供地域	渋谷区（西原、幡ヶ谷、元代々木、初台、大山町、上原、富ヶ谷、本町、笹塚、代々木の一部）、及び近隣地域	

3. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、あらかじめ定めた国基準通所サービス・通所サービス A の記録書の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業所は、一定期間ごとに「国基準通所個別サービス計画」・必要に応じて作成した「通所サービス A 個別サービス計画」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「国基準通所サービス・通所サービス A 記録書」、その他の記録を作成して、ご利用者に説明のうえ交付すると共に、介護予防支援事業所に提出します。
- (3) 事業所は、前記「国基準通所サービス・通所サービス A 記録書」その他の記録を作成完了後 5 年間は適正に保管し、その写しを交付します。

4. 利用者負担金

- (1) 国基準通所サービス・通所サービス A を利用する場合の金額は、渋谷区指定通所型サービスに要する費用の額の算定の基準に関する要綱に基づく金額です。ただし、日常生活支援総合事業給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。
- また、認定区分が自立と判定した方など何らかの理由にてのチェックリスト非該当となった方については全額自己負担となります。

利用料金は次表のとおりです。

国基準通所サービス・通所サービス A は月あたりの定額払いです。

●国基準通所サービス費

ご利用 1 回あたりの自己負担額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通所型独自サービス 1 (1 月あたり)	1,960 円	3,920 円	5,880 円
通所型独自サービス 2 (1 月あたり)	3,947 円	7,894 円	11,841 円
科学的介護推進体制加算 (1 月あたり)	44 円	88 円	131 円
送迎減算 (片道につき)	-52 円	-103 円	-154 円
サービス提供体制加算 I 1 (1 月あたり)	96 円	192 円	288 円
サービス提供体制加算 I 2 (1 月あたり)	192 円	384 円	576 円
サービス提供体制加算 II 1 (1 月あたり)	79 円	157 円	236 円
サービス提供体制加算 II 2 (1 月あたり)	157 円	314 円	471 円
サービス提供体制加算 III 1 (1 月あたり)	27 円	53 円	79 円
サービス提供体制加算 III 2 (1 月あたり)	53 円	105 円	157 円
※サービス提供体制加算はいずれかの算定となります。			
※介護予防支援サービス費 600 円 (1 回あたり) ※要支援 1 の方が週 2 回を希望される場合、渋谷区の補助にて上記の料金で利用できます。			
処遇改善加算 (I) (令和 6 年 6 月以降)	※基本単位+加算額×9.2%相当額を算出し請求させていただきます		
処遇改善加算 (II) (令和 6 年 6 月以降)	※基本単位+加算額×9.0%相当額を算出し請求させていただきます		

●通所サービス A 費

ご利用 1 回あたりの自己負担額	1 割負担	2 割負担	3 割負担
通所サービス A 週 1(1 月あたり)	1,596 円	3,192 円	4,788 円
通所サービス A 週 2(1 月あたり)	3,192 円	7,473 円	9,575 円
科学的介護推進体制加算(1 月あたり)	44 円	88 円	131 円
サービス提供体制加算 I 1(1 月あたり)	96 円	192 円	288 円
サービス提供体制加算 I 2(1 月あたり)	192 円	384 円	576 円
サービス提供体制加算 II 1(1 月あたり)	79 円	157 円	236 円
サービス提供体制加算 II 2(1 月あたり)	157 円	314 円	471 円
※サービス提供体制加算はいずれかの算定となります。			
通所サービス A 処遇改善加算相当(I)(週 1)	115 円	229 円	344 円
通所サービス A 処遇改善加算相当(I)(週 2)	206 円	412 円	618 円
通所サービス A 特定処遇改善加算相当(II)(週 1)	20 円	40 円	59 円
通所サービス A 特定処遇改善加算相当(II)(週 2)	35 円	70 円	105 円

<負担割合に関わらず共通>

昼食代	600 円
-----	-------

令和 6 年 4 月 1 日施行

※外出プログラムやサークル参加費など、別途料金がかかるプログラム活動に関しては、その都度ご利用案内と参加アンケートを実施致します。

(3) 支払い方法

事業所は、翌月の 25 日頃までに前月分の請求をいたしますので、翌月末日までに自動引き落としの方法でお支払いいただきます。引き落としの手数料は事業所が負担します。

5. 早退、キャンセル及びサービスの中止など

(1)ご利用者がサービスの中止をする際は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先(電話): 03-5790-0883

(2)ご利用者都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日午後 5 時までにご連絡ください。

お食事をご利用頂いている場合、以下の時刻を過ぎてからのキャンセルは、キャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。

当日ご連絡の場合は、8 時半から 9 時迄にご連絡をお願い致します。

①ご利用日の当日午前 9 時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の当日午前 9 時までにご連絡がなかった場合	600 円

(3)ご利用者がサービス利用中に早退をした場合の利用料金は、昼食材料費をご利用者の支払日に合わせてお支払いいただきます。ただし、基本料金以外のその他の利用料金に関しては、利用した場合のみお支払いいただきます。

(4)健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族にご連絡の上対応いたします。
- ③ サービスをご利用中に体調が悪い場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上対応いたします。また、必要に応じて主治医に連絡を取るなど、必要な措置を講じます。

6. 衛生管理および従業者等の健康管理

- (1)通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理を行います。
- (2)サービス従業者に対し感染症に関する基礎知識の習得に努めるとともに、定期的な健康診断を実施します。

7. 虐待等の禁止

- (1)虐待防止のための指針を整備するとともに、虐待防止のための対策を行う検討委員会、サービス従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的 to開催します。
- (2)虐待等に関するご利用者およびそのご家族からの虐待等に関する相談を対応するとともに、虐待等が明らかになった場合は速やかに区および地域包括支援センターへ届出ます。

8. その他

- (1)事故が発生した場合は、家族等へ連絡するとともに、必要に応じて、市区町村や関係機関等に連絡を取り、対策をとります。利用者に賠償すべき事故の場合は速やかに損害賠償を行います。なお、損害賠償の範囲は、裁判の判例などを鑑みて、一般的な相当因果関係にあたるものを指します。
- (2)サービス従業者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

9. 当法人の概要

(1)事業概要

名称・法人種別	社会福祉法人 奉優会
代表者役職・氏名	理事長 香取 寛
本部所在地・電話番号	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号 真井ビル5F-A TEL 03-5712-3770
事業内容	1、 特別養護老人ホーム
	2、 短期入所生活介護
	3、 介護予防短期入所生活介護
	4、 通所介護事業所
	5、 介護予防通所介護事業所
	6、 認知症対応型通所介護事業所
	7、 介護予防認知症対応型通所介護事業所
	8、 訪問介護事業所
	9、 介護予防訪問介護事業所
	10、地域包括支援センター
	11、居宅介護支援事業所
	12、介護予防支援事業所
	13、老人福祉センター
	14、敬老館
	15、配食事業

(2)運営の方針

奉優会では、顧客満足を得ることや、潜在的な利用者ニーズを社会のシステムとして具体化し、社会のニーズや「夢」を実現することを通して、広く社会に貢献していくことが必要であると考えます。そのためには社会の新しいニーズ(ソーシャル・ニーズ)を見つけ出し、それに対応する力(ソーシャルワーカーズ・アビリティ)を磨き、社会貢献を通じて法人の社会的責任を担う(ソーシャルレスポンスビリティ)これらの3点を融合させながら、社会全体のニーズを満たすことのできる法人を目指していきます。

(3)個人情報の取り扱いについて

【個人情報の収集、利用及び提供】

- 1.個人情報の収集は、介護関係ならびに関連事業のサービス提供前に、利用目的の範囲を説明し、同意を頂いた上で収集いたします。
- 2.個人情報の利用は、同意を頂きました利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用いたします。
- 3.個人情報の第三者への提供は、情報を頂いたご本人の依頼、または同意の無い限り提供することはいたしません。また、同意のもと、提供、委託を行う場合においても、その個人情報に対しては、適正に管理・監督を行って参ります

＜同意をいただく必要がある個人情報の利用目的の範囲について＞

1. 奉優会が、ご利用者様からの依頼にもとづいた各種サービスを提供するための利用。
2. 提供したサービスに対する請求業務などの介護保険事務での利用。
3. サービス提供に係わる、事業所等の管理運営業務での利用。
4. ご利用者からの依頼に基づいた適正なサービスを提供するための、他サービス事業者や介護予防支援事業所との連携(サービス担当者会議)、照会への回答。
5. ご家族への心身の状況説明。
6. 当法人からのサービス等のご案内をするための利用。
7. 当法人からのサービス向上を目的としたアンケートの依頼をするための利用。
8. 各事業に関する顧客動向分析もしくは商品開発等の調査分析のため。
9. 行政機関等からの要求で、法令上応じることが義務付けられている事項に対する利用。
10. その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その特定した利用目的に沿う利用。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター(居宅介護支援事業者)等への連絡をいたします。

主治医	かかりつけ医院		緊急連絡先	氏名	
	主治医氏名			住所	
	住所			電話番号①	
	電話番号			電話番号②	

11. サービス内容に関する苦情

当事業所お客様相談・苦情担当

担当 新村 栄子 連絡先 03-5790-0883

上記以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

区市町村名: 渋谷区高齢者介護保険課 介護相談係 連絡先: 03-3463-3304

国民健康保険団体連合会: 介護福祉部介護相談指導課介護相談窓口担当

連絡先: 03-6238-0177

12. 非常災害対策

・ 防火管理責任者 渋谷区 福祉部 管理課長の職にある者

・ 避難訓練 年 2 回 ・ 防災訓練 年 2 回 ・ 通報訓練 年 1 回

国基準通所サービス・通所サービスAの提供開始にあたり、利用者に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

社会福祉法人奉優会

所在地 渋谷区西原 1 丁目 40 番 10 号

事業所名 渋谷区総合ケアコミュニティ・せせらぎ高齢者在宅サービスセンター

担当者 新村 栄子 印

私は、本書面により、渋谷区総合ケアコミュニティ・せせらぎ高齢者在宅サービスセンターから国基準通所サービス・通所サービスAについての重要事項説明を受け、個人情報の取り扱いについても十分に理解し、同意いたしました。

利用者 住所:

氏名: 印

(連帯保証人・代理人・その他)※該当する項目に○をつけてください
極度額:300 万円

ご利用者との関係

氏名: 印